

生活困窮者住居確保給付金の支給対象拡大

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により住居を失う恐れが生じている者等に対しても、当該給付金を支給できることとなったもの。

2 令和2年度住居確保給付金給付見込みについて

(1) 5月予算要求額

単身世帯	37,200円×9か月×15世帯	5,022,000円
複数世帯(3～5人世帯)	48,300円×9か月×15世帯	6,520,500円
		計 11,542,500円

(2) 当初予算額

単身世帯	37,200円×3か月×3世帯	334,800円
複数世帯(3～5人世帯)	48,300円×3か月×3世帯	434,700円
		計 770,000円

合計 12,312,500円

3 住居確保給付金について

離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、住宅費を支給するとともに、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

(1) 支給額：下記①を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く。）を支給。ただし、世帯の収入が一定額以上の場合は、②の式により算出した額を支給（100円未満切上）

①上限額 単身世帯：37,200円、2人世帯：45,000円、3人～5人世帯：48,300円

②世帯の収入が一定額以上の場合の支給額

支給額＝家賃額－（月の世帯の収入合計額－基準額※）

※基準額は、世帯の人数に応じ、右の表のとおり。

世帯人数	基準額
1人	78,000円
2人	115,000円
3人	140,000円
4人	175,000円
5人	209,000円

(2) 支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）最長9か月間

(3) 支給方法：大家等への代理納付

(4) 支給要件（厚労省が示した「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」から抜粋）

・申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象。

※①、②、③におけるイ) は従前からの支給要件、ロ) は対象範囲拡大に伴い新たに追加となった支給要件。

①	イ) 離職等 又は ロ) やむを得ない休業等 により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者であること
②	イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること 又は ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
③	イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと 又は ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
④	【収入要件】 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること
⑤	【資産要件】 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること
⑥	国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
⑦	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと